

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和5年8月31日(木) 午前9時30分から午前10時15分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席16名、欠席3名)】</p> <p>出席委員：1番渡辺朗委員、2番片山敏隆委員、4番恩田正平委員、5番近藤栄樹委員、6番松木秀夫委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番加藤政人委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤正機委員、16番川合次夫委員、17番松澤正善委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>欠席委員：3番大島博委員、10番猪又正巳委員、11番福田幸生委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席1名)】</p> <p>出席委員：8番池原栄一委員</p> <p style="text-align: right;">(以上、出席17名)</p>
出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>井上次長、中村係長、伊藤主査、林主査(書記)</p>
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	5番 委員
	6番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No.3～No.5 3件

報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.7 1件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.25 1件

報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について
No.1 1件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3013～No.3015 3件

議 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
No.4002 1件

議 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5023～No.5026 4件

日程第4 その他

- 1 次回農業委員会の日程について
・9月29日(金) 9:30～ 定例総会
- 2 その他
・農地渇水及び干ばつ対策について

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、3番大島博委員、10番猪又正巳委員、11番福田幸生委員の3名です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 また、本日は推進委員の、8番池原栄一委員からもご出席いただいています。</p>
議長	<p>日程第1＝議事録署名委員の指名について 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、5番近藤栄樹委員、6番松木秀夫委員を指名いたします。</p>
議長	<p>日程第2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>報告いたします。1頁をご覧ください。 3番能生地区、能生地内の5筆、能生小泊地内の10筆合計1,000㎡について、それぞれ山林・原野となっています。 4番青海地区、須沢地内の1筆199㎡について、住宅敷地になっております。 5番糸魚川地区、一の宮4丁目地内の1筆62㎡について住宅敷地となっております。 以上で説明を終わります。</p>

議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長 林主査	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について> 報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 報告いたします。3頁をご覧ください。 7番糸魚川地区、東寺町2丁目地内の2筆1,004㎡について労力不足のため休耕するものです。 以上で、報告を終わります。</p>
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長 林主査	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。 報告いたします。4頁をご覧ください。 25番下早川地区、東塚地内の1筆997㎡について耕作に不便なため解約し、解約後は休耕するものです。 以上で、説明を終わります。</p>
議長 片山委員	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 今回解約の1筆については、中山間直払いの対象農地になっているか。
林主査 議長	中山間直払いの対象農地となっておりません。 他にご質問・ご意見はございませんか。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<p><報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について> 報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めま</p>

伊藤主査	<p>す。</p> <p>報告いたします。5頁をご覧ください。</p> <p>803 番上早川地区、大平地内の1筆1,445㎡について嵩上げしたいものです。地図No. 1をご覧ください。申請地は市道湯川原線笹倉温泉の近くの場所にあります。図面では①から⑦までありますが、③から⑦までは届出を受けております。今回はそのうちの②が申請地となります。隣接する農道と高さを合わせて、農地としての利便性の向上を図りたいものです。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。</p> <p>続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p> <p>日程第3＝付議事項</p>
議長	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について></p> <p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。6頁をご覧ください。</p> <p>3013 番、大野地区、大野地内の2筆436㎡について、所有権移転売買です。地図No. 2をご覧ください。申請地は市道新舟出戸線のそばにあります。譲渡人は高齢で今後耕作をする予定がないため、譲受人に譲り渡したいものです。譲受人の住所は申請地の近くではありませんが、申請地の近くに職場兼事務所があり、以前より譲渡人から借りていた農地を譲り受けて耕作するものです。</p> <p>3014 番、今井地区、岩木地内の2筆143㎡について、所有権移転売買です。地図No. 3をご覧ください。場所は市道岩木下線沿いの場所です。譲渡人は高齢で今後耕作をする予定がないため、譲受人に譲り渡したいものです。譲受人は、申請地の近くに作業小屋を購入してお</p>

<p>議長</p>	<p>り、申請地の一部を畑として使用したいものです。 3015 番、磯部地区、藤崎地内の 1 筆 98 m²について、所有権移転売買です。地図 No. 4 をご覧ください。場所は市道藤崎線の近くにあります。譲渡人は高齢で今後耕作をする予定がないため、譲受人に譲り渡したいものです。譲受人は長年にわたって譲渡人から借りて耕作していたものを所有権移転売買するものです。 以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について> 議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>説明いたします。7 頁をご覧ください。 4002 番糸魚川地区、蓮台寺 1 丁目地内の 1 筆 499 m²のうち 307.15 m²について、住宅敷地の転用です。地図 No. 5 をご覧ください。申請地は、市道大排水路線沿いの場所です。申請人の住居は借地のため、自己所有地に新築するものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について> 議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>

伊藤主査	<p>説明いたします。議案の8頁をご覧ください。</p> <p>5023 番糸魚川地区、中央2丁目地内の1筆343㎡、宅地造成の転用です。地図No. 6をご覧ください。申請地は市道仲道線沿いの場所です。譲受人は宅地3区画を造成したいもので、所有権移転売買です。</p> <p>5024 番糸魚川地区、上刈1丁目地内の1筆280㎡、住宅敷地の転用です。地図No. 7をご覧ください。申請地は市道長面団地線沿いの場所です。譲受人は申請地を購入し、住宅を新築したいものです。所有権移転売買です。</p> <p>5025 番糸魚川地区、上刈3丁目地内の4筆1,370㎡、駐車場敷地の転用です。地図No. 8をご覧ください。申請地は国道148号線沿いの会社作業所の裏になります。譲受人は業務拡大に伴い、申請地を譲り受け、工事車輛等の駐車場敷地として利用したいものです。所有権移転売買です。</p> <p>5026 番磯部地区、藤崎地内の1筆302㎡、駐車場及び交流広場敷地の転用です。地図No. 9をご覧ください。申請地は市道藤崎線沿いの場所です。譲受人は申請地を購入し、友人と海でレジャーを楽しむための駐車場や地元の方々との交流するための交流広場として利用したいものです。所有権移転売買となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>譲受人の国籍はどこか。</p> <p>オーストラリアとなります。</p> <p>外国の方でも農地を取得できるのか。</p> <p>要件さえ満たせば外国籍の方でも農地を取得できますし、下限面積要件もありません。</p> <p>他にご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	
荻野委員	
伊藤主査	
荻野委員	
伊藤主査	
議長	
議長	
議長	

議長	<p>日程第4＝その他</p> <p>1 次回農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 9月29日（金） 9時30分～ 市役所2階会議室 <p>2 その他</p> <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>
----	---